

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年12月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借。対象物件の所在、面積、貸付期間、用途、最低月額賃料は別表のとおり。

2 土地利用条件等

- (1) 原則として、令和6年4月1日までに駐車場の営業を開始してください。
- (2) 本件土地については、当団地内企業の定期利用駐車場として使用しなければなりません。
- (3) 当団地内企業が定期利用する際の月額賃料は、1区画4,400円（税込）としてください。
- (4) 駐車区画は、94区画です。なお、本駐車場は、団地内の既存駐車場の移転・集約を目的として整備するものであり、利用者の決定に際しては、既存駐車場の利用者を優先するものとします。既存駐車場の利用者の意向については本市において確認し、利用を希望する事業者の連絡先については、各事業者の同意を得た上で、落札者にお知らせします。
- (5) 事業者は下記記載の内容に沿って運営してください。

① 事前準備

- ・本市でアスファルト舗装、区画線、車止め、照明灯等の整備を行ったうえで、事業者には当該用地を引き渡します。その他駐車場の運営に必要な設備等は本市と協議のうえ、事業者の責任と負担により行ってください。ただし、出入口のゲートの設置はできません。
- ・本市が整備した設備を落札者が変更したい場合は協議してください。
- ・整備完了予定は令和6年2月下旬頃です。ただし、状況により遅れる場合があります。

② 利用者対応

- ・設備機器や利用者等とのトラブル等については、事業者において即時対応可能な体制を整備してください。
- ・利用者からの故障発生等の連絡があった場合は、速やかに担当者を派遣して復旧にあたってください。
- ・駐車場利用者や近隣企業等からの苦情、設備機器等の故障・事故等の対応を行うとともに、本市に適宜報告を行ってください。
- ・当団地内企業からの利用に関する問い合わせ、申し込みへの対応等を行ってください。
- ・既存駐車場の利用者への意向確認後、空き区画が出た場合は、団地内企業に対し

て周知し、募集・抽選等を実施のうえ、利用者を選定することとし、他の方法により選定する場合は事前に本市の承認を得てください。

③ 維持管理

・管理区域については、清掃や草刈り等を行い良好な状態に管理してください。

・場内及び照明灯等の設備機器の定期的な保守点検、維持管理を行い、良好な状態に保つよう努めてください。維持管理にかかる費用は原則事業者の負担で行ってください。

・道路から駐車場内への進入路と公園内の歩道が交わる部分について安全対策を講じてください。

・機器の保守点検や清掃等は、月1回以上行ってください。

(6) 駐車場の運営に必要な設備以外の工作物の築造は認めません。

3 応募申込資格

次の各号の要件を全て満たしていることとする。

(1) 自ら駐車場を運営しようとする法人であること。

(2) 駐車場運営に必要な資力及び信用を有すること。

(3) 土地賃料及び保証金の支払能力を有すること。

(4) 定期利用駐車場の企画・運営について同規模以上かつ3年以上継続している実績を有する者であること。

(5) 以下の事項に該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません）。

③ 本市における不動産の売払い又は貸付けに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。

オ 本市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用しているとき。

④ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる法人。

⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び神戸市税について未納の税額がある企業。

- ⑥ 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- ⑦ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
 - ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者。
 - イ 上記アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ 上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）。

4 実施要領の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和5年12月4日（月）から令和6年1月12日（金）まで

(2) 配布場所

市ホームページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a80577/business/recruit/hukugou_mitsugaoka5.html

(3) 問い合わせ先 都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号 078 - 595 - 6781

5 申込書類の受付

(1) 申込受付

令和6年1月9日（火）から令和6年1月12日（金）まで

(2) 提出方法

郵送（特定記録郵便）又は、来庁予約のうえ持参すること

6 入札書の受付

(1) 入札書受付期間

令和6年2月13日（火）から令和6年2月16日（金）まで

(2) 提出方法

所定の入札書に必要事項を記載し実印で押印し、指定の封筒に封入のうえ郵送（特定記録郵便）又は来庁予約のうえ持参すること。

7 入札保証金の納付について

(1) 入札に参加するには、事前に入札保証金（735,000円）を納めていただく必要があります。

(2) 本市より送付する所定の納入通知書兼領収証書により、本市の公金収納を取扱いしている金融機関で納付してください。

8 開札及び落札者の決定

(1) 開札の日時について

令和6年2月19日(月)午前10時より行います。

(2) 開札会場

入札参加申込者に別途案内します。

(3) 落札者の決定

最低月額賃料(245,000円)以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者に決定します。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 「入札保証金提出書」の提出がないとき。

(3) 最低月額賃料に達しない金額をもって入札したとき。

(4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(5) 「入札書」に記名及び実印での押印がないとき。

(6) 「入札書」の金額の初めの数字の前に「¥」マークがないとき。

(7) 2通以上の「入札書」を提出したとき。

(8) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(9) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(10) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。

(11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記載したとき。

(12) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(13) 上記(1)~(12)に掲げるものの他、本市が不相当と認めたとき。

10 契約の締結

令和6年3月上旬に賃貸借契約を締結します。(予定)

別表

所在地	面積	貸付期間	用途	最低月額賃料
西区見津が丘 5丁目7番1 のうち	約2,800㎡	土地引渡し日 から5年間	神戸複合産業 団地内企業用 定期利用駐車場	245,000円